

ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議

2月21日、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナの一部である自称「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の「独立」を承認する大統領令に署名した。同二十四日、ロシアはウクライナへの侵攻を開始し、ウクライナでは子供を含む罪もない人たちの命が多く失われ、また、危険にさらされている。一方的にウクライナの主権と領土の一体性を侵害するこの侵略行為は、明白かつ重大な国際法違反・国連憲章違反であり、国際秩序を揺るがす行為である。

また、ロシアは核兵器大国であることを誇示し、他国からの批判や制裁に対抗しようとする姿勢を見せているが、昭和60年に「非核・平和都市宣言」を行い、平成29年に「核兵器廃絶を求める決議」を行って、核兵器の断絶と世界の恒久的平和の実現を目指す本市議会にとって、断じてこれを容認することはできない。

本市議会は、ロシアによるウクライナ侵略を強く非難するとともに、ロシアが即時に攻撃を停止し軍を撤退することを求め、また、日本政府においては、ウクライナに在留する邦人の安全確保に全力を尽くし、国際社会と連携して、ロシアに対する制裁措置、ウクライナに対する人道支援を含め、迅速かつ厳格な対応を行うよう要請するものである。

以上、決議する。

令和 4年 3月22日

大和郡山市議会